

栗山町におけるこれまでの空家対策について

適切に管理されない空家は、地域の安全・環境衛生・防犯・景観など様々な問題をもたらします。空家対策の基礎となる情報集約について、地域の皆様にご協力をお願いしたく案を作成しました。

- | | | |
|-------------------|-------|-----------------------------|
| 1. これまでの経緯 | 平成25年 | 空家等対策特別措置法が施行される |
| | 平成27年 | 栗山町全域で空家実態調査を実施、空家データベースを導入 |
| | 平成28年 | 栗山町の空家対策条例と空家対策計画を策定 |
| | 平成29年 | 11件の特定空家等を認定、指導を続け2件解決済み |

2. 空家対策の内容

	状態が悪い空家は、所有者に指導する。 ・特に倒壊のおそれのある空家で住宅地にあるものなどについては「特定空家等」に認定し、所有者に対し指導・勧告・命令を行う。最終的に行政代執行も可能。 ・「人にやさしい住宅助成金」による解体工事への補助。
	状態が良い空家は、活用を進める。 ・空家を売りたい（貸したい）所有者と、中古住宅を探す方などのマッチングを図るために、町内不動産業者と連携し「栗山町空家バンク」を運営。 ・町外からの移住者に対する、中古住宅の取得費及び改修費の補助。
	所有者に対し、空家の適正管理を呼びかける。 ・空家総合相談窓口の開設（役場建設水道課） ・「人にやさしい住宅助成金」による耐震改修工事やバリアフリー工事への補助。 ・町外所有者が適正管理しやすい仕組み（現在検討中）

■空家データベース



- ・(株)ゼンリンの住宅地図を利用した空家台帳のデータベースを導入
- ・現在、約240件の空家を登録。（住宅以外含む）
- ・建物の状態・写真・所有者の情報・対応履歴などを管理

更新作業が必要

- ・随時、新たな空家情報を登録
- ・解体された空家、活用された空家の削除
- ・パトロールによる、状態変化のチェックと写真撮影 等

問題点・・・

- ・把握できていない空家がある
- ・状態の変化に気づきにくい、情報更新が困難

町内会・自治会へ空家の現況調査を依頼

※依頼方法は別紙のとおり